茅ヶ崎南地区

平成30年6月23日(土)

ちがさき都市マスタープラン改定骨子案に関する意見交換会

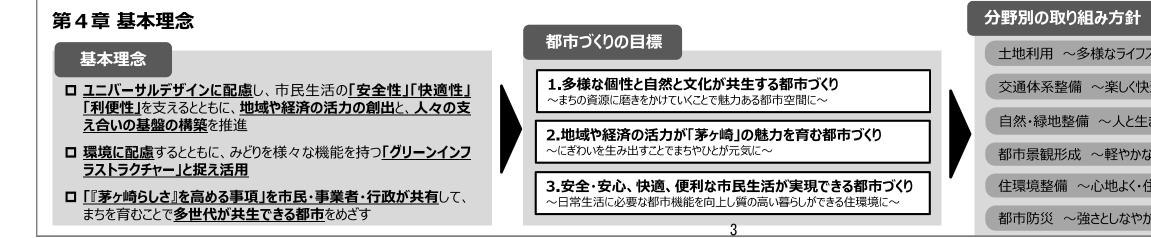
説明資料

1.ちがさき都市マスタープラン全体構想概要版(第1章〜第4章の概要)	【別紙1】
2. 将来都市構造(案)	【別紙2】
3.地域別の取り組み方針(案)	【別紙3】
3-1. 地域区分	
3-2. 中心市街地地域	
3-3. 南東部地域	
3-4. 南西部地域	

茅ヶ崎市 都市部都市政策課

1. ちがさき都市マスタープラン 第1章~第4章の概要(案)





【別紙1】

2. 将来都市構造 ~これからの都市づくりの骨格となるものを表現すると? ~

「多世代が共生できる住みたい、住み続けたいまち」の実現に向けて、北部丘陵、農地、河川や海岸等のみどり の保全・整備をめざします。また、都市機能を支える幹線道路網の整備を推進するとともに、茅ケ崎駅をはじめとす る鉄道駅を中心とした都市拠点、生活・防災機能を持つ拠点、海岸や緑地等の豊かな自然・景観を活かした交 流拠点、景観拠点の形成をめざします。

(1)水とみどりのつながりの形成

海岸、河川や丘陵は、本市の都市イメージを形成する代表的な自然資源及び景観資源となっています。 そこで、海岸や河川、北部丘陵の南面に広がる斜面緑地を「水とみどりのつながり」として形成し、豊かな自然 や魅力ある景観の保全・整備をめざします。また、「水とみどりのつながり」を中心として生物多様性を保全し、豊 かな自然に恵まれた都市づくりをめざします。

(2) 幹線道路網の整備と歩行者に配慮した交通体系の形成

国道1号を中心として形成されてきた市街地構成や幹線道路網を考慮し、東西方向及び南北方向の幹線 道路網を、格子型に結び、骨格道路として形成をめざします。広域的に都市間を連絡する国道 134 号は、柳 島向河原地区等の整備や中海岸漁港地区、ヘッドランド周辺の交流を育む場であることから、「広域交流軸」と して位置づけます。

また、人にやさしく環境に配慮した都市づくりを進めるとともに、環状道路の整備やバリアフリー化を進め、茅ケ 崎駅周辺への通過交通の削減、歩行者や自転車を中心とした交通体系への転換をめざします。

(3)都市拠点と生活防災機能を持つ拠点、交流拠点、景観拠点の形成

茅ケ崎駅周辺、辻堂駅西口周辺及び香川駅周辺については、「都市拠点」として位置づけ、これまでの都市 づくりを促進します。さらに、浜見平地区においては、地域の「生活・防災の機能を持つ拠点」として位置づけ、機 能を拡充していきます。

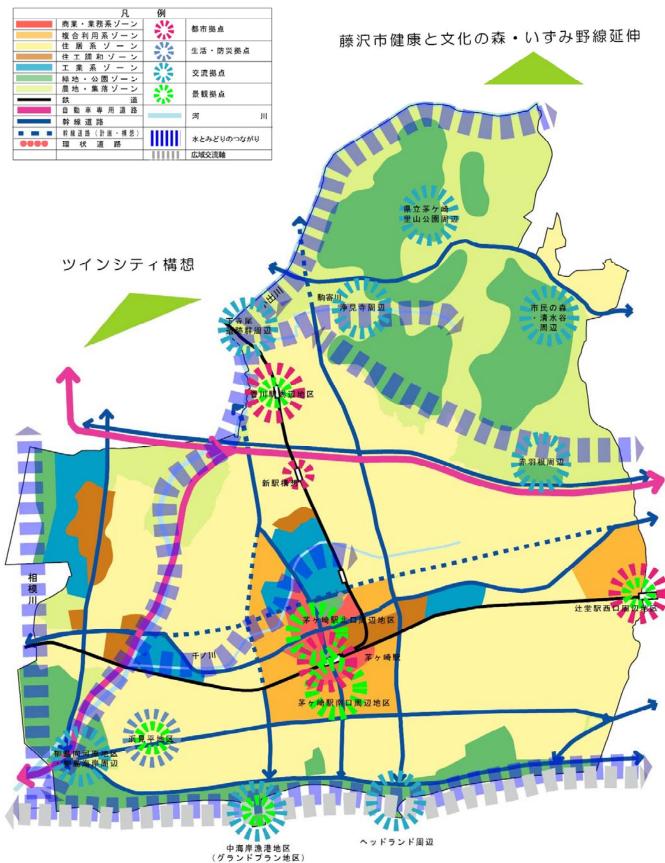
また、自然環境や歴史的資源の保全を含め、人と人との交流を育むポイントについては「交流拠点」として位 置づけるとともに、商業・サービス機能や行政機能の集積がみられ、特に景観形成を図るポイントについては「景 観拠点」として位置づけます。

(4) 地区特性に配慮したゾーンの形成

茅ケ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺を中心とする市街地周辺については、「商業・業務系ゾーン」として、商業・ サービス等の都市機能の集積を図るとともに、周辺に広がる市街地については、地区の特性にも配慮しながら、 「住居系ゾーン」「住工調和ゾーン」「工業系ゾーン」として、土地利用を維持し良好な市街地の形成をめざしま す。

また、主要な公園や緑地及び北部丘陵については、「緑地・公園ゾーン」として豊かな緑地環境の保全を図り ます。さらに、農地が広がる地区については、「農地・集落ゾーン」として地域環境の保全・整備をめざします。

将来都市構造図(案)

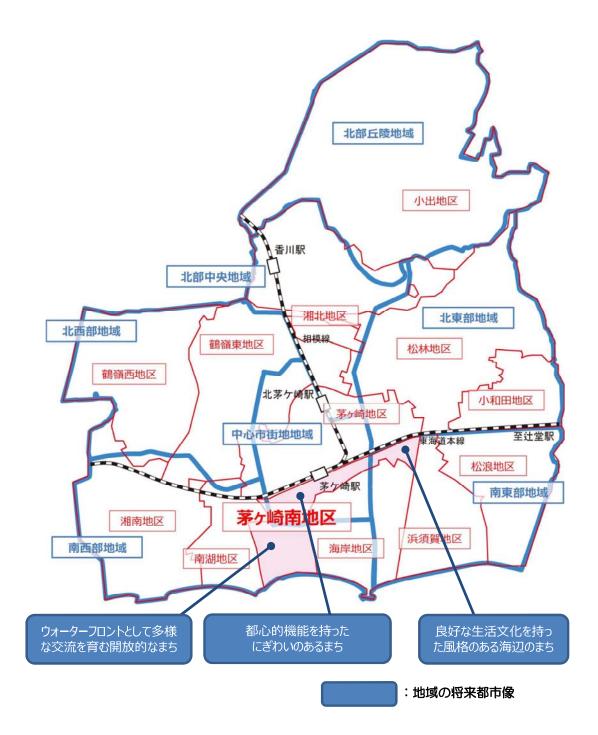


【別紙2】

3. 地域別の取り組み方針(案)

3-1 地域区分

地域別の取り組み方針は、①地形等の自然的条件、②土地利用としてのまとまりや一体性、③鉄道や幹線道路などの配置、④平成 20 年(2008 年)に改定した「ちがさき都市マスタープラン」の地域区分などを総合的に 勘案し、以下の 7 地域に区分して都市づくりの方向性を定めました。



都市マスタープラン

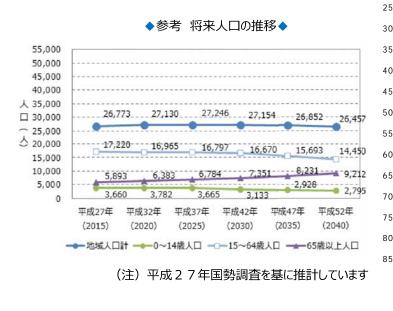
中心市街地地域

3. 地域別の取組方針

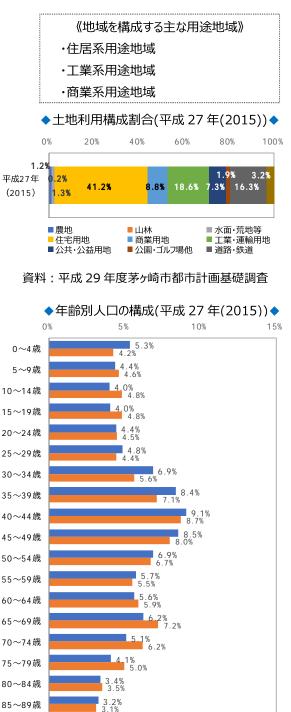
3-1 中心市街地地域の都市づくりの方向

3-1-1 地域特性

- ●中心市街地地域は、地区の約 41%強が住宅用地、 工業・運輸用地が 19%弱、商業用地が 9%弱を占 めており、他の地域と比べると工業・運輸用地、商業 用地の割合が高い地域となっています。
- 茅ケ崎駅を中心に商業系用途地域となっており、その 周囲を住居系用途地域、工業系用途地域が囲む 都市形態となっています。また、行政機能が集積する 地域となっています。
- ●鉄道では、茅ケ崎駅、北茅ケ崎駅の鉄道駅があり、 中でも茅ケ崎駅から各方面へバス路線が整備されているとともに、コミュニティバスえぼし号の路線も整備されており、公共交通の中心となっています。
- ●年齢別人口構成は、30~40歳代と0~4歳が全 市平均を上回っており、子育て世代が多く居住してい る状況です。







資料:平成 27 年国勢調査

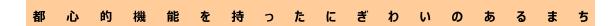
■ 茅ヶ崎市

0.0%

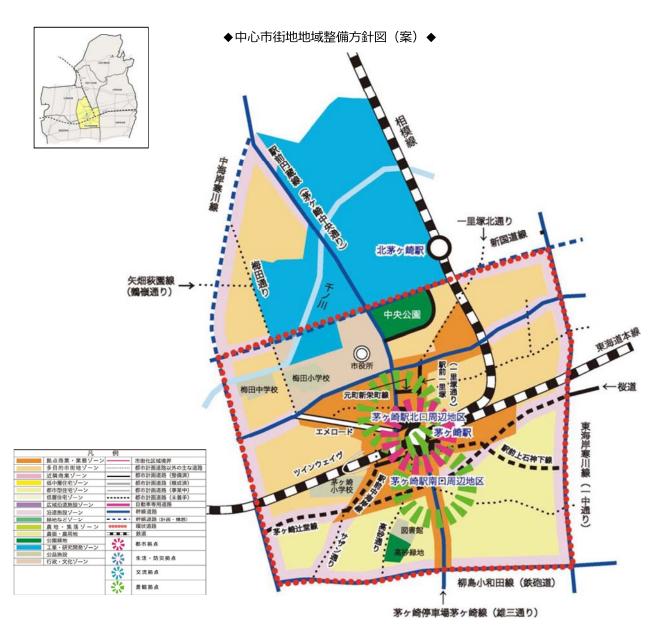
■ 中心市街地地域

不詳

3-1-2 地域の将来像



- 商業地・工業地・住宅地等多様な機能が配置されたにぎわいのあるまちをめざします。
- 茅ケ崎駅周辺には、様々なニーズに対応した買い物や食事等ができる商業施設を中心に、官公庁、文化施設、医療施設、保育施設等業務・サービス機能が集積され、子育て世代をはじめとした多様な世代に配慮された茅ヶ崎市の顔となる拠点の形成をめざします。
- 茅ケ崎駅周辺は、誰もが安全に安心して歩いて買い物や食事等に行ける環境の整備をするとともに、人々が 集い・休憩等でき、人と人とがつながり、にぎわう空間の整備を誘導することで、まちに居ることが楽しくなるまち をめざします。



3-1-3 都市づくりの方針

土地利用

(1)地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 多様な機能を持つ本地域は、住民・商業者・事業者等様々な人々がまちづくりの主体となり、かつ、連携しな がら、生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 地域の貴重な自然環境である北部を流れる千ノ川は、保全・整備をめざします。
- 地域内に存在する住宅地では、住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な 住環境の維持・向上をめざします。
- 茅ケ崎駅周辺については、市民生活を支える商業・サービスの機能を充実するとともに文化施設や医療施設 等の多様な機能を持つ市街地の維持・向上をめざします。
- 北茅ケ崎駅に近接する工業地は、操業環境の維持・向上を促進し、工業の保全に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性 に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2)足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

● 茅ケ崎駅周辺は、都市基盤施設の整備や土地の高度利用を促進し、商業・サービス機能等の多様な都市 機能の充実に努めます。

また、市役所周辺の行政拠点地区は、中心市街地の活性化と市民生活の利便性の向上を図るため、都市 計画制度の活用等を行いながら、行政や防災、文化教育機能の充実を進めます。

○訪れたくなる環境づくり

 ● 茅ケ崎駅周辺は、建物更新にあわせて、敷地の共同化(※用語説明)等により公共空地の創出を図り、 人と人との交流が生まれるような居心地の良い空間整備を誘導します。また、茅ヶ崎市役所庁舎跡地の広 場整備や中央公園の再整備では、魅力ある憩いの空間整備を進め人々が訪れたくなる拠点の形成をめざし ます。

※「共同化」とは、2人以上の地権者が敷地を一体化して、建築物等を整備すること。

交通体系整備

(1) 安全で快適な交通の基盤づくり

○幹線道路等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全する ことに努めます。
- 茅ケ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、新国道線、東海岸寒川線、中海岸寒川線(環状道路)
 の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する市が管理する道路の整備に努めます。
- 市が管理する道路及び橋梁の長寿命化を進めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的

に歩道の整備を進めます。

● 北茅ケ崎駅の整備に向けた取組を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが 利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 茅ケ崎駅及び北茅ケ崎駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出でき る環境づくりを進めます。

(3)暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

● PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- ●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 茅ケ崎駅及び北茅ケ崎駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、安心 して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- ●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに 風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、
 警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 鉄道事業者及び事業所等に働きかけ、駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を 促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。

自然環境保全・緑地整備

(1)人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

● 都市拠点のみどりについて人が集まりにぎわいが生まれるよう、みどり豊かな空間の創出をめざし、景観計画や 関係審議会との協議を踏まえた緑化を促進します。

○立地ごとのみどりの充実

● 千ノ川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

● みどりの防災・減災機能に着目し、延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

 ●本市の景観を形成する旧街道や明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツ林等の保全・再生に 努めます。

(2)生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

●本地区の象徴的な自然環境を形成する千ノ川とその支流や中央公園等のまちのみどりは、快適な都市環境 と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性 あるみどりとして保全・再生を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出 をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会 う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

● 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指 定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

● 景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。

(2)屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- エメロードや茅ヶ崎中央通り等それぞれの通りに相応しい沿道景観の形成を進めます。また、行政拠点地区の整備や開発行為に併せて、緑陰空間、ベンチの設置等人が集える機能を公開空地や公共空間に創出します。
- 海岸の雰囲気を伝え、公共交通が利用しやすい駅前広場へ再整備するとともに、愛称道路沿道については、 海の雰囲気や店が作り出す個性あふれる、にぎわいのある沿道景観を形成します。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- バリアフリー重点整備地区を基本に、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

● 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。

中心市街地域

住環境整備

(1)快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかのオープンスペースや小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

● 空き家等や空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活 用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが 快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道(汚水)整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅 等の排水設備の接続を促進します。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを 常に確保するため、老朽化した下水道施設(管路やポンプ場等)の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。

(2)安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

● 犯罪の発生しやすい死角や暗がりを減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域 住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

● 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有され る住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネル ギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

(1)災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁について長寿命化を進めま す。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力 を得ながら順次狭隘道路の解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から流域下水道終末処理場を結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震 対策を進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

● 浸水の軽減のため、公共下水道(雨水)の管渠やポンプ場の整備、下流側の河川の整備状況を踏まえて、 市が管理する千ノ川の護岸整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

●市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ
 等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を 十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、延焼遮断帯や避難所・避難場所等の防災上の空間の確保や機能の拡充 に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏ま えた計画への誘導をめざします。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の 向上、体制づくりに努めます。
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国県 及び近隣市と連携しながら地籍地域の骨格となる官民境界等の明確化に努めます。

(3)自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

● 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、 地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の 向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。

都市マスタープラン

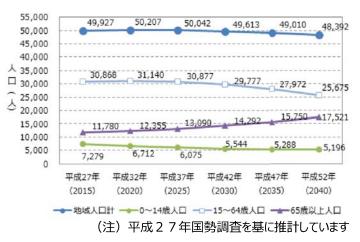
南東部地域

3-2 南東部地域の都市づくりの方向

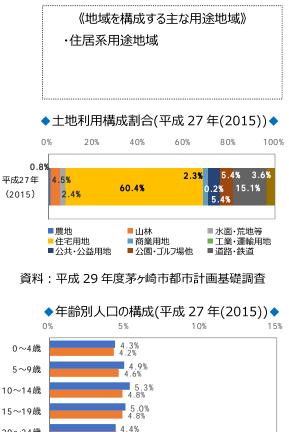
3-2-1 地域特性

- ●南東部地域は、地区の約 60%を住宅用地、公園・ ゴルフ場他が5%強、商業用地が2%強を占めており、 他の地域と比べると住宅用地の割合が高い地域となっています。
- ●辻堂駅を中心に住居系用途地域となっており、地域の南部には、海岸や砂防林、湘南海岸公園が広がっています。
- ●公共交通では、辻堂駅から各方面へバス路線が整備されているとともに、コミュニティバスえぼし号の路線が整備されており、公共交通中心の交通体系となっています。また、道路面では、国道134号、柳島小和田線(鉄砲道)、茅ヶ崎辻堂線の3路線が東西方向に、小和田辻堂線(浜竹通り)、東海岸寒川線(一中通り)の2路線が南北方向に走っています。柳島小和田線(鉄砲道)の一部区間においては、自転車専用レーンが整備されています。
- ●年齢別人口構成は、40~50歳代と0~10歳代が 全市平均を上回っており、子育て世代が多く居住して いる状況です。また、80歳代以上も全市平均と比較 して若干、上回っている状況です。

◆参考 将来人口の推移◆







4.4% 20~24歲 4.0% 25~29歳 5.1% 5.6% 30~34歳 35~39歳 7.1% 9.0% 40~44歳 8.4% 8.0% 45~49歳 7.5% 50~54歳 6.0% 55~59歳 .2% 5.9% 60~64歳 6.5% 7.2% 65~69歳 5.4% 6.2% 70~74歳 4.6% 75~79歳 80~84歳

3.4%

南東部地域 考ヶ崎市 資料:平成 27 年国勢調査

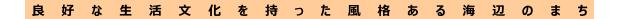
20

85~89歳

不詳

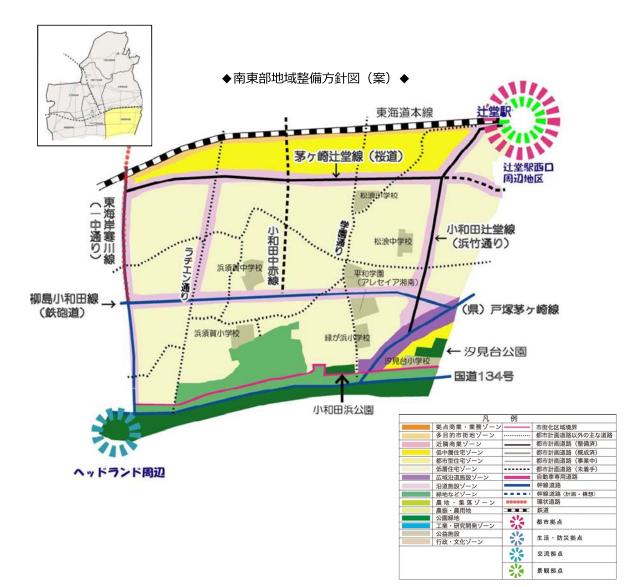
0.0%

3-2-2 地域の将来像



- 別荘地として選ばれてきた風土を継承しながら、低層住宅を中心とした風格ある閑静な住宅のあるまちをめざ します。
- 海岸では潮風を感じ、街なかでは古くから残された緑地や街路樹等様々なみどりを感じ、立地ごとのみどりが 充実したまちをめざします。
- 辻堂駅周辺の新しい商業やサービス機能と昔ながらの商店街が調和し、便利でにぎわいのあるまちをめざします。

また、海辺では、のんびりとリラックスし、マリンレジャー等思い思いの時間を過ごせる、にぎわいと和みのある空間の創造をめざします。



3-2-3 都市づくりの方針

土地利用

(1)地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 潮風を感じる風格ある閑静な住宅地の中で、人々が築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向 上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する海岸等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざしま す。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性 に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2)足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

● 藤沢市のまちづくりと関わりながら、辻堂駅周辺の都市拠点における、商業・サービス機能・行政機能等の保 全や向上をめざします。

○訪れたくなる環境づくり

● ヘッドランド周辺では、自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成をめざし ます。

交通体系整備

(1)安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全する ことに努めます。
- 茅ケ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、東海岸寒川線(環状道路)の整備を進めます。
- 市が管理する道路の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 辻堂駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進め ます。
- バス停でのサイクルアンドバスライド(バス利用者専用自転車駐車場)の設置に向けた検討を進めます。

(3)暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

● PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- ●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 辻堂駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、安心して歩行者が通行 することができる環境整備を進めます。
- ●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに 風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、
 警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 鉄道事業者及び事業所等に働きかけ、駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を 促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。

南東部地域

自然環境保全・緑地整備

(1)人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

 ● 公園や市街地の樹林、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会の 提供やみどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保 全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- ●海浜植物等海岸固有の生きものが生育・生息する海岸環境を保全・再生することで生物多様性を保全します。また、茅ヶ崎の個性ある海岸の景観を構成し、潮風や飛砂の害を防ぐ湘南海岸砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習 やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ生産緑地の確保に努めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

● みどりの防災・減災機能に着目し、生産緑地等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の 保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

●本市の景観を形成する旧街道や明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツ林等の保全・再生に 努めます。

(2)生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

●本地区の象徴的な自然環境を形成する海岸、まちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。

(3)みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出 をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会 う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

南東部地域

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

● 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指 定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

● 景観の事前検証を行い、富士山やえぼし岩等魅力ある眺望の保全を進めます。

○歴史的史跡の保全

● 歴史的価値のある建造物の保存・活用や海岸地域の文化を体験・発信する公共空間づくりを進めます。

(2)屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 歴史的価値のある建造物や旧別荘地の面影を残す緑地や樹林を保全・活用し、人々が集える空間を創出 します。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、 人々が行き たいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことのできるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

● イベント、魅力の発信の方法等、海岸地域の文化に触れる機会を創出します。

南東部地域

住環境整備

(1)快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかのオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくり をめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

● 空き家等や空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活 用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが 快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道(汚水)整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅 等の排水設備の接続を促進します。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを 常に確保するため、老朽化した下水道施設(管路やポンプ場等)の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。

(2)安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がりを減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域 住民による見守りを促進します。
- ○セーフティネットの構築
 - 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有され る住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネル ギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

(1)災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり○地震に強い都市基盤の整備

● 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁について長寿命化を進めま

す。

- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力

を得ながら順次狭隘道路の解消に努めます。

- 避難所や医療拠点等から流域下水道終末処理場を結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震 対策を進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

● 浸水の軽減のため、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

●市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ
 等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を 十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- クラスター(延焼運命共同体)内における火災延焼をはじめとした被害を軽減するため、延焼遮断帯や避 難場所、防災上の空間を確保し、機能の整備に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏ま えた計画への誘導をめざします。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の 向上、体制づくりに努めます。
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国、
 県及び近隣市と連携しながら、地籍調査(官民境界等先行調査)を進めます。

(3)自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

●日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、 地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の 向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自 らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。

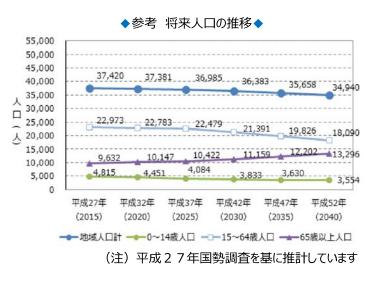
都市マスタープラン

南西部地域

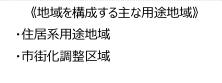
3-3 南西部地域の都市づくりの方向

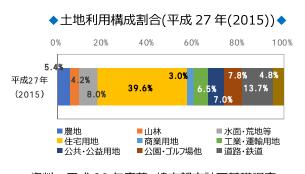
3-3-1 地域特性

- ●南西部地域は、地区の40%弱を住宅用地、公園・ ゴルフ場他が8%弱、公共・公益用地が7%を占めて おり、他の地域と比べると公園・ゴルフ場他や公共・公 益用地の割合が高い地域となっています。
- ●東海道本線南側に住居系用途地域が広がっています。相模川河口部は市街化調整区域となっており、 ゴルフ場及び柳島キャンプ場等が立地しています。
- ●交通面では、国道 134 号、柳島小和田線(鉄砲 道)の2路線が東西方向に、東海岸寒川線(一 中通り)、茅ヶ崎停車場茅ヶ崎線(雄三通り)、柳 島寒川線(産業道路)の3路線が南北方向に走 っています。国道 134 号では4車線化が完了すると ともに、さかみ縦貫道路の開通により、広域的な交通 の利便性が高まる中、柳島スポーツ公園が建設され、 道の駅の整備が進められています。
- ●年齢別人口構成は、20~30歳代が全市平均を下回り、40~50歳代が全市平均を上回っています。 また、75歳以上も全市平均を上回っている状況です。

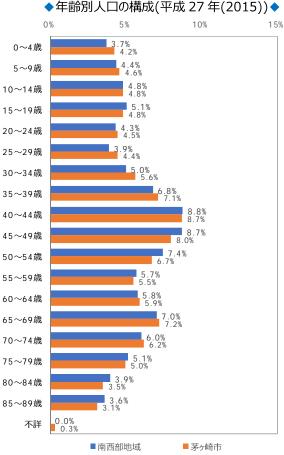








資料:平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査



資料:平成 27 年国勢調査

3-3-2 地域の将来像

ウォーターフロントとして 多様 な 交 流 をはぐくむ 開 放 的 なまち

- 海や河川等の自然環境の中、近世から現在まで続く人々の営みが育んだ歴史や文化を継承し、海を感じる ことができるまちをめざします。
- 新しい拠点からは、地域の文化を発信し、市内外から人々が訪れ、海辺の玄関口として新たな交流、にぎわ いの創出をめざします。
- 生活・防災を支える公園や新しい商業施設、昔ながらの商店が共存し、子どもからお年寄りに配慮した多様 な世代の暮らしができるまちをめざします。



3-3-3 都市づくりの方針

土地利用

(1)地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 海や河川等の自然環境の中、近世から現在まで続く人々の営みが育んだ歴史や文化を踏まえ、まちの過ごし やすさの向上をめざします。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する河川、海岸、農地等の整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざしま す。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 東海道本線沿線の工業地については、操業環境の維持・向上を促進するとともに、土地利用の純化を図り ながら既存の工業の保全に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性 に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2)足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

● 浜見平地区は南西部地域の拠点として、多様な世代がいきいきと暮らし続けられるよう生活の利便性向上 や防災機能の向上を促進します。

○訪れたくなる環境づくり

- ◆ さがみ縦貫道等広域的な幹線道路が通る柳島向河原地区・柳島海岸周辺は、スポーツや休息、自然との ふれあい等のレクリエーションさらには茅ヶ崎市の情報発信を通して人と人との交流を育む拠点をめざします。
- 浜降祭や漁港等の地域文化を伝承してきた茅ヶ崎漁港周辺地区は、富士山や海を見ながら散策できる市 民の憩いの場とするとともに、文化、観光、商業機能の適切な誘導を図り、訪れる人が楽しむことができる場の 形成をめざします。
- ヘッドランド周辺等海岸では、自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成 をめざします。

交通体系整備

(1)安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全する ことに努めます。
- 茅ケ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、中海岸寒川線(環状道路)の整備を進めます。
- 市が管理する道路及び橋梁の長寿命化を進めます。

(2)過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者や近隣市町等と連携するとともに、既存の公共手段にとらわれることのない便利な乗合交通環 境となるよう努めます。
- 浜見平地区では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくり を進めます。
- バス停でのサイクルアンドバスライド(バス利用者専用自転車駐車場)の設置に向けた検討を進めます。

(3)暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

● PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- ●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- ●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに 風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、 警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。

自然環境保全・緑地整備

(1)人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

 ● 公園や市街地の樹林、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会の 提供やみどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保 全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 樹林や農地、公園・緑地等のみどりと一体的に連続した小出川や千ノ川のみどりのネットワークを形成するため に、市民・事業者・行政の協働による取組をめざします。
- 海浜植物等海岸固有の生きものが生育・生息する海岸環境を生物多様性に配慮しながら、保全・再生します。また、茅ヶ崎の個性ある海岸の景観を構成し、潮風や飛砂の害を防ぐ湘南海岸砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。
- 生産緑地、農業振興地域内の保全に努めるとともに、営農環境の整備、農地の利用集積に努めます。 また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境 学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

 ● みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や 市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

●本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツ林等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。

(2)生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- ●本地区の象徴的な自然環境を形成する小出川や千ノ川やまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた柳島を 生態系ネットワークの核として保全することをめざします。

(3)みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出 をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会 う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

● 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指 定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

● 景観の事前検証を行い、富士山やえぼし岩等魅力ある眺望の保全を進めます。

○歴史的史跡の保全

● 氷室邸、旧南湖院第一病舎等歴史的価値のある建造物の保全を進めます。

(2)屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 氷室邸、旧南湖院第一病舎等歴史的価値のある建造物の活用や浜見平地区や道の駅等を新たな拠点づくりに併せて、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくりや人が集える公開空地、公共空間の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、 人々が行き たいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- バリアフリー重点整備地区を基本に、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

● イベント、魅力の発信の方法等、海岸地域の文化に触れる機会を創出します。

住環境整備

(1)快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、 人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

● 空き家等や空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活 用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが 快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- ●市街化区域においては、公共下水道(汚水)整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道(汚水)の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを 常に確保するため、老朽化した下水道施設(管路やポンプ場等)の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。

(2)安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

● 犯罪の発生しやすい死角や暗がりを減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域 住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

● 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有され る住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネル ギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

(1)災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁について長寿命化を進めま す。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力 を得ながら順次狭隘道路の解消に努めます。

- 避難所や医療拠点等から流域下水道終末処理場を結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震 対策を進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体及び国・県との連携により、相模川、小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

●市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ
 等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を 十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- クラスター(延焼運命共同体)内における火災延焼をはじめとした被害を軽減するため、延焼遮断帯や避 難場所、防災上の空間を確保し、機能の整備に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏ま えた計画への誘導をめざします。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の 向上、体制づくりに努めます。
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国、
 県及び近隣市と連携しながら、地籍調査(官民境界等先行調査)を進めます。

(3)自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

● 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、 地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の 向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。